

プロポーザル方式募集要領等に関する回答書

令和6年4月30日

福島県教育委員会教育長

業務名	演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託
質 問 事 項	
<p>1. 体験実習、創作実習、発表実習に要する日数や時間の指定はあるか。</p> <p>2. モデル校以外から参加を希望する教員がいた場合のとりまとめは受託者で行うか。</p> <p>3. 小・中学校、高等学校の対象者は決まった学年（年齢）か、それとも全学年対象か。</p> <p>4. 外部講師は仕様書内容を実施できればプロ・アマは問わないか。</p> <p>5. 外部講師は各校同一である必要はあるか。</p> <p>6. 演劇の台本は受託者が手配する外部講師が準備するか。</p> <p>7. 発表の対象や方法、場所に指定はあるか。（観覧者：保護者、外部講師等 発表方法 オンライン配信等）</p> <p>8. 劇場などの使用は可能か。</p> <p>9. 日程・会場の候補等も提案内容に含まれるのか。</p> <p>10. オンラインでの参加教員はオンデマンド配信での参加で良いか。ZOOM 等、意見交換をする場合があるか。</p> <p>11. 法人の「納税証明書」、「全部事項証明書」は本書提出が必要となりますでしょうか。あるいは、本書の写しでも代用可能でしょうか。</p> <p>12. (2)-③業務の記録（映像収録）について 昨年度は、実施映像を Zoom ライブ収録（解説付き）猪苗代高校3回分、小学校と高校のモデル校各3回実施プログラム内容（10分に編集した映像を計6編）の2種を提出いたしました。ライブ収録映像については音声の調整も難しく、技術面および予算面でも実施団体にとっては大きな負担となりました。 今年度については、見積限度額も鑑み、上記ライブ収録の記録はなし、小学校（または中学校）と高校の各1校3回分を撮影～編集した映像記録、および文章記録の提出のみということで、間違いがないか、事前に確認をお願いできればと存じます。</p>	

回 答 事 項

1. 各実習は1回以上行ってください。実習の内容や所要時間については、受託者においてモデル校と直接調整することとなります。
2. 高校教育課でとりまとめを行います。
3. モデル校の実情に応じて学年は異なります。
4. 「演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託仕様書（プロポーザル用）」の内容を実施できればプロ・アマは問いません。ただし、「演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託仕様書（プロポーザル用）」5（2）①に記載のとおりとなります。
5. 「演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託仕様書（プロポーザル用）」の内容を実施できれば各校同一である必要はありません。
6. 演劇の台本を使用する場合には、受託者が手配する外部講師が御用意ください。
7. 受託者においてモデル校と直接調整することとなります。なお、保護者等への各実習の公開はいたしません。
8. 見積限度以内であれば劇場等の使用は可能ですが、施設の予約等については受託者において行うこととなります。また、劇場等の使用については、モデル校と受託者で直接調整することとなります。
9. 日程・会場はモデル校と調整することとなりますので提案内容に含まれません。
10. 「演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託仕様書（プロポーザル用）」の内容を実施できるものであれば、特に規定はありません。
11. 本書で御提出ください。
12. 「演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託仕様書（プロポーザル用）」5（2）③に記載のある「期間を限定してオンラインで共有するので、オンライン配信又は動画の限定公開ができるように撮影をし、記録する」を満たすものであれば問題はありません。なお、成果品については「演劇によるコミュニケーション能力育成に関する業務委託仕様書（プロポーザル用）」8のとおりです。